

## 第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第三条の六に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6-1 に示します。

表 6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
総論	<p>(1)対象事業実施区域等の設定            今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>ア．学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設並びに住居（以下「住居等」という。）</p> <p>イ．南房総国定公園及び千葉県立富山自然公園</p> <p>ウ．主要な河川、水源地</p> <p>エ．鳥獣保護区</p> <p>オ．自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査において自然度が高いとされた植生、特定植物群落に選定されている「鋸山の森林」、巨樹・巨木林</p> <p>カ．眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>キ．史跡、名勝、天然記念物及び文化財</p>	<p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ、環境の保全上重要な施設等への影響を回避又は低減するよう努めます。</p>
	<p>(2)環境影響評価の項目の選定等            今後設定する対象事業実施区域及びその周辺において、上記（1）の環境の保全上重要な施設等が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水文環境、地形及び地質、地盤、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等を選定しました。</p>
	<p>また、今後、本事業において当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>現在、本事業において当該道路への連絡道路は計画されていません。今後、計画が変更され、本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、適切に調査、予測及び評価を行います。</p>

表 6-1(2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
各論 大気環境	<p>事業実施想定区域及びその周辺には、市街地が形成されており、住居等が多数存在していることから、本事業の実施による道路交通騒音及び排気ガスによる生活環境への影響が懸念される。このため、方法書以降の手続においては、周辺住居等の立地状況等を踏まえ、特に騒音影響を受けるおそれのある住居等について、影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質及び騒音への影響を調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、環境保全措置を検討します。</p>
水環境	<p>本事業は、東京湾に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。</p> <p>このため、土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用により、本事業の実施に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。特に、橋梁構造を採用する場合は、河川内の土工量を抑制する位置及び構造の採用により、河床掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>本事業の実施に伴う水の濁り等による影響を回避又は低減するよう努めます。</p> <p>なお、橋梁構造を採用する場合は、河川内の土工量を抑制する位置及び構造を採用するなど、河床掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は低減するよう努めます。</p>
	<p>また、トンネル構造を採用する場合は、土工量を抑制し、地下水への影響を回避又は極力低減する位置及び構造の採用により、地下水、河川流量等への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>トンネル構造を採用する際には、土工量を抑制し、地下水への影響を回避又は低減する位置及び構造を採用するなど、地下水及び河川流量等への影響を回避又は低減するよう努めます。</p>

表 6-1(3) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
動植物及び生態系	<p>想定区域及びその周辺には、南房総国立公園及び千葉県立富山自然公園等の重要な自然環境のまとまりの場が確認されているほか、ルート上には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生、特定植物群落に選定されている「鋸山の森林」等が存在している。</p> <p>このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、本事業の実施に伴う自然環境への影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、それらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は低減するよう努めます。</p>
景観及び人と自然との触れ合いの活動の場	<p>想定区域及びその周辺には、南房総国立公園の第1種特別地域及び第2種特別地域に位置する鋸山や千葉県立富山自然公園等が存在している。</p> <p>このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場を把握し、これらの直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を低下させないよう配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、それらの利用状況を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。特に、南房総国立公園の利用施設である「鋸山展望施設」、「鋸山ロープウェー索道運送施設」及び「首都圏自然歩道線道路（歩道）」からの眺望景観に十分配慮すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場への直接改変及び機能低下の影響を回避又は低減するよう努めます。</p> <p>そのとき、南房総国立公園の利用施設である「鋸山展望施設」、「鋸山ロープウェー索道運送施設」及び「首都圏自然歩道線道路（歩道）」からの眺望景観にも十分配慮します。</p>
廃棄物等	<p>本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土及び廃棄物が多く発生するおそれがある。</p> <p>このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び構造の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土及び廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土及び廃棄物については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、廃棄物等について、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて廃棄物等の発生抑制や再利用の観点から環境保全措置を検討し、廃棄物等による環境への影響を回避又は低減するよう努めます。</p>

表 6-1(4) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
温室効果ガス	<p>工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>事業を進めていく中で工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討し、工事に伴う温室効果ガスを削減するよう努めます。</p>
	<p>また、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた、地球温暖化対策計画や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」等を踏まえつつ、道路交通流対策、物流の効率化等の道路交通政策全体の方針を踏まえ、必要に応じて本事業の計画に反映するとともに、道路照明の省エネ化等の取組について検討を進めること。</p>	<p>また、道路交通流対策、物流の効率化等の道路交通政策全体の方針を踏まえ、必要に応じて本事業の計画に反映するとともに、道路照明の省エネ化等の取組について検討を進めます。</p>
地域住民等への説明及び関係機関との連携	<p>本事業は、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、住民等に対し丁寧に説明していきます。</p>
	<p>また、本事業の推進にあたっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。</p>	<p>また、本事業の推進にあたっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施していきます。</p>